

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	令和元年8月13日 10時27分ごろ
発生場所	長崎県壱岐市筒城浜 壱岐乙島灯台から真方位008° 1,720m付近 (概位 北緯33°45.4′ 東経129°47.5′)
事故の概要	水上オートバイハイタイドは、浮体をえい航して砂浜に戻る際、浮体が砂浜に乗り揚げ、搭乗者が投げ出されて負傷した。
事故調査の経過	令和元年8月30日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ ハイタイド、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	290-59795長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 搭乗者A 搭乗者B
負傷者	軽傷 2人（搭乗者A及び搭乗者B）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3、視界 良好 水象：波高 約0.6m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、搭乗者A及び搭乗者Bが乗った‘ビスケット型のトーイングチューブと称する浮体’（以下「本件浮体」という。）をロープでえい航しながら、約25km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で筒城浜（以下「本件浜」という。）に戻ろうと北進した。</p> <p>船長は、本件浜の波打ち際に近づいたので左旋回させたところ、本件浮体が、本件浜の方に振れて乗り揚げ、搭乗者2人が、本件浜に投げ出されて負傷した。</p> <p>搭乗者2人は、本件浜にいた人が要請した救急車により、病院に搬送され、搭乗者Aが外傷性くも膜下出血等、搭乗者Bが顔面擦過傷とそれぞれ診断された。</p> <p>本件浮体は、左右それぞれ1か所ずつ、中央付近に2か所及び後部に4か所取っ手が付いており、搭乗者Aが本件浮体左側の取っ手を、搭乗者Bが中央付近の取っ手をそれぞれつかんで乗っていた。</p> <p>船長及び搭乗者2人は、本事故当時、それぞれベスト型（桜マーク付）の救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、本件浮体をえい航して本件浜に戻る際、本件浜の近くで約25km/hの速力で左旋回したことから、本船の航跡よりも本件浮体が

	遠心力で外側に大きく振れて本件浜に乗り揚げ、搭乗者2人が本件浜に投げ出されて負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、本件浮体をえい航して本件浜に戻る際、本件浜の近くで約25km/hの速力で左旋回したため、本船の航跡よりも本件浮体が遠心力で外側に大きく振れて本件浜に乗り揚げ、搭乗者2人が本件浜に投げ出されて負傷したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・砂浜の近くで浮体をえい航して旋回する場合は、搭乗者に危険が及ばないように十分に減速すること。